

三木町告示 第 85 号

町道の区域の変更と供用の開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき、新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

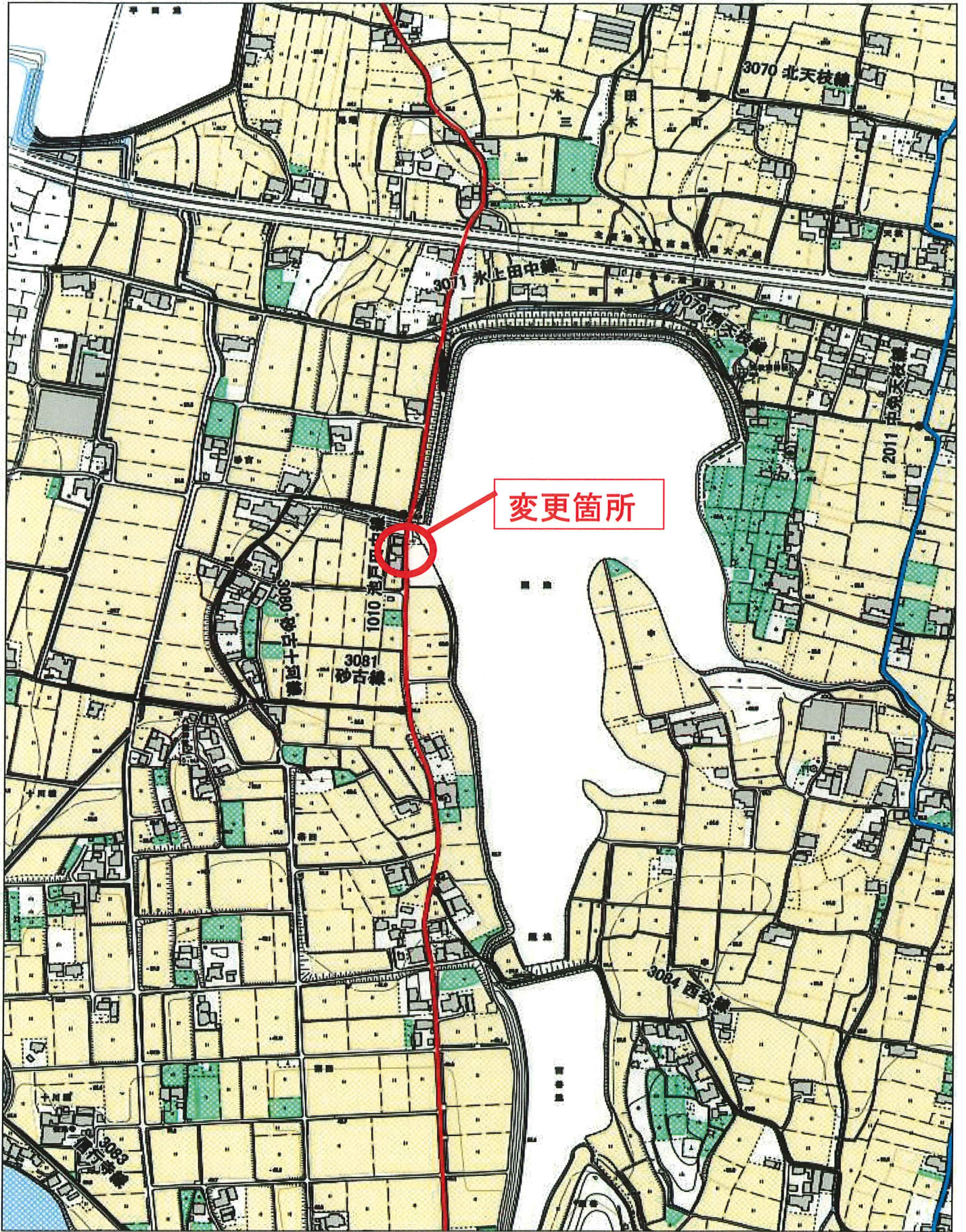
三木町長 伊藤 良春

記

- 1 道路の種類 町 道
- 2 路線名 池戸田中線（1010）
- 3 道路の区域

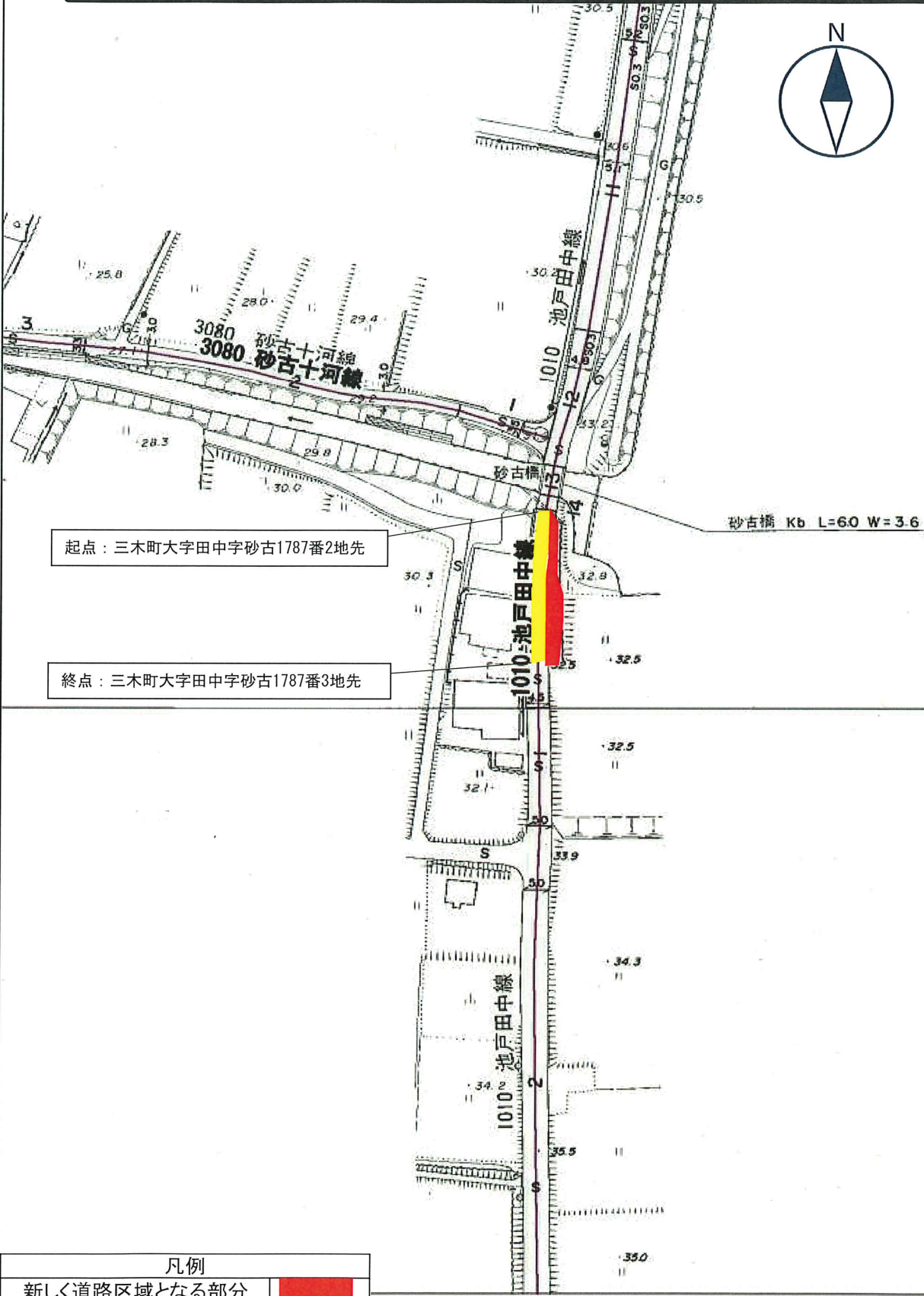
区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
三木町大字田中字砂古 1787 番 2 地先から	前	4.0	25.4	
三木町大字田中字砂古 1787 番 3 地先まで	後	6.8~7.8	25.4	

- 4 供用の開始の期日 令和 8 年 3 月 31 日



変更箇所

# 位置図（区域変更及び供用開始の告示）



起点：三木町大字田中字砂古1787番2地先

終点：三木町大字田中字砂古1787番3地先

砂古橋 Kb L=60 W=3.6

凡例	
新しく道路区域となる部分	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>
現道	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>